

「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」及び「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン及び貿易保険における原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮のための指針異議申立手続等について」改訂案に対するご意見への回答

	頂いたご意見・ご質問	ご意見に対する考え方
1	<p><u>総論</u></p> <p>今回の改訂は、OECD 環境コモンアプローチを踏まえた内容であり、世界銀行の環境社会スタンダード（ESS）や国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダードといった世界的な基準に沿ったものと理解している。</p> <p>新たに環境社会配慮について、自然環境への配慮のみならず、近年の世界的潮流である人権配慮が含まれることを明文化したことや、異議申立制度の拡充など積極的な対応については産業界も賛同する。また、FAQ の充実により、情報公開の可能なケースの例示などより具体的な指針が示されたことを評価する。</p> <p>一方、ODA プロジェクトとは異なり、民間ベースの事業を進める上では、商業上の守秘義務や効率性について考慮する必要があり、我が国の競争力を阻害することのないよう他国の輸出信用機関（ECA）とのイコールフットリングが確保された適切な運用がなされることを要望する。</p> <p>また、長引く新型コロナウイルス禍の影響など外部環境の変化に対する迅速な貿易保険法改正への取組みを歓迎するとともに、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発する原材料・物流コストの急激な上昇など産業界は未曾有の状況下であり、環境保全・改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトの促進について、日本政府の政策を踏まえつつ、積極的な支援の継続をお願いしたい。</p>	<p>ご認識の通り、今回の改訂は、OECD のコモンアプローチに加えて、環境社会配慮確認の国際的な基準である世銀 ESS や IFC パフォーマンススタンダードの内容を踏まえたものです。また NEXI の環境ガイドラインにおいて、これら国際基準のベンチマークとしての参照については、コモンアプローチを踏まえた対応を行うことを記載しています。</p> <p>コモンアプローチでは、公的輸出信用における ECA の役割と支援に際しての環境社会配慮に関する責務が謳われており、NEXI の環境ガイドラインでも、環境社会に配慮した外国貿易その他の対外取引の健全な発展等に寄与することを目的として記載しております</p> <p>これらを踏まえ、NEXI としては、ガイドラインに沿った確認を行い適切な環境社会配慮を確保しつつ、商業上の秘密や機動的な案件形成への配慮等、これまで通り日本企業の国際競争力確保に十分配慮し、日本の公的機関として外国貿易その他の対外取引の健全な発達等に寄与していく所存です。</p>
2	<p><u>3. 環境社会配慮の確認手続き</u></p> <p><u>(3) 環境レビュー 項目③</u></p> <p>本項において「基準のベンチマークとしての参照については、OECD コモンアプローチを踏まえた対応を行う。」ことが明記されたことを支持する。我が国の競争力を阻害することのないよう他国の輸出信用機関（ECA）とのイコールフットリングが確保された適切な運用がなされることを要望する。</p>	<p>今後の運用においても、他国 ECA とのイコールフットリングの確保に配慮しつつ、適切な環境社会配慮確認を行っていく所存です。</p>

	頂いたご意見・ご質問	ご意見に対する考え方
3	<p>3. 環境社会配慮の確認手続き (3) 環境レビュー 【カテゴリ A】</p> <p>プロジェクトがもたらす「負の影響については、プロジェクトによる重大な人権侵害が発生する可能性が高い場合も含まれ、かかる可能性がある」と判断された場合、人権配慮確認を行う。」ことが追記されたことは、近年の世界的潮流である人権配慮に対する積極的な対応として賛同する。</p> <p>一方、民間ベースの事業を進める上で、商業上の機密保持や効率性について考慮する必要があり、人権配慮の対象は当該プロジェクトに直接起因し、事業の実施主体が自ら具体的に対応することが可能な事象に限定し、事業活動の過度な負担とならないようご留意いただきたい。</p>	<p>NEXI として、今回の改訂では、ご指摘の追記に加えて、「2. 基本方針」で環境社会配慮に人権配慮が含まれる旨を明記しているとおり、プロジェクトにおける人権面の配慮も重要な観点と認識しています。NEXI が環境ガイドラインに沿って、プロジェクト実施者による適切な人権配慮がなされていることを確認する際の考え方については、FAQ（人権について、日本貿易保険の環境ガイドラインではどのように確認することを考えているのですか）で示している通り、個別のプロジェクトにおいて具体的に対応可能で判断基準が明確な人権の側面について確認を行います。なお、具体的な確認については IFC パフォーマンススタンダード等の国際基準に照らし確認していく所存です。</p>
4	<p>3. 環境社会配慮の確認手続き (3) 環境レビュー 【カテゴリ A】</p> <p>プロジェクト所在国の環境アセスメントの手続き制度の内容や当該制度の有無にかかわらず、カテゴリ A のプロジェクトに係る環境レビューにあたって提出が要件とされている「環境社会影響評価報告書」の内容には、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が含まれること、またそれらの内容が独立の文書あるいは他の文書の一部に含まれる場合があることをガイドライン本文乃至 FAQ にて明記すべきである。</p> <p>また、環境レビュー時に公開されるカテゴリ A のプロジェクトに係る「環境社会影響評価報告書」の内容には、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が含まれること、またそれらの内容が独立の文書あるいは他の文書の一部に含まれる場合があることをガイドライン本文乃至 FAQ にて明記すべきである。</p> <p>さらに、「カテゴリ A に必要な環境社会影響評価報告書」の項目として、「環境社会影響評価報告書には、プロジェクトがもたらす環境社会影響とその評価の他、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が含まれていなければならない」という内容を追記すべきである。</p> <p>理由：別紙 1 (1) 基本的事項、及び、(2) 対策の検討において、「このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない特に影響が大き</p>	<p>環境ガイドラインにおける環境社会影響評価報告書については、今回ステークホルダーの皆様から寄せられたご意見や JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合での議論を踏まえ、プロジェクト実施国の環境アセスメント手続制度に基づく環境社会影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書を併せて「環境社会影響評価報告書等」と定義している旨を FAQ で明確化しています。</p> <p>環境社会影響評価報告書の内容については、別紙 2 で「環境社会影響評価報告書には、コモンアプローチに規定されている事項が記述されていることが望ましい。」と規定したうえで、その具体的な項目や内容については 5.環境レビューに関する FAQ（日本貿易保険の環境ガイドライン別紙 2 において「環境社会影響評価報告書にはコモンアプローチに規定される事項が記述されていることが望ましい。」とされていますが、コモンアプローチのどの部分に規定されている内容ですか。）にて記載しています。また、ご指摘の別紙 1(1)及び(2)の記述に関しても、それぞれ対象プロジェクトに求められる環境社会配慮として重要な要素であり、環境社会配慮確認手続きでは、こうした点についても、プロジェクト実施国の環境アセスメント手続制度に基づく環境社会影響評価報告書及び必要に応じて環境社会影響評価報告書以外に NEXI が環境社会配慮確認のため輸出者等</p>

	頂いたご意見・ご質問	ご意見に対する考え方
	<p>いと思われるプロジェクトについては、環境社会影響評価報告書が作成されなければならない」、また「モニタリング計画、環境管理計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境管理のための計画が作成されていなければならない」と明記されていることから、カテゴリ A のプロジェクトに係る環境レビューにおいて NEXI が確認する「環境社会影響評価報告書」の内容には、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が不可欠であるとともに、それらの内容が独立の文書あるいは他の文書の一部である場合が想定されている。</p> <p>しかし、現行ガイドライン及び改訂案では、カテゴリ A のプロジェクトに係る環境レビューにおいて NEXI が確認すべき「環境社会影響評価報告書」の内容として、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が含まれる旨が明示されていない。したがって、その点をガイドライン本文乃至 FAQ に明記し、運用を改善すべきであると考えます。</p>	<p>から入手した文書等を通じて確認していきます。これらは、プロジェクト実施国の環境アセスメント手続制度につき相手国の主権を尊重しつつ、環境ガイドライン上定めた検討を行うに際し、必要に応じその他の文書等を通じて確認していくという考え方に基づくものです。</p> <p>なお、こうした考え方や今回の議論も踏まえ、NEXI が環境社会配慮確認のために確認する文書として、「手続制度の対象で環境社会影響評価報告書が作成されているものの日本貿易保険として環境社会配慮確認のために追加的に情報が必要と判断するような場合は、その他環境社会配慮確認に利用可能な文書等」が含まれることを今回 FAQ で明確化しています。これらの点については、上記のとおり、趣旨は明確と考えていますため、追加的な記述の修正は特段必要ないものと考えています。</p>
5	<p><u>3. 環境社会配慮の確認手続き</u> <u>(3) 環境レビュー 【カテゴリ A】</u> <u>6. 情報公開</u></p> <p>弊団体は主にメコン河流域各国における開発事業の負の影響をモニタリングしており、今回の JBIC/NEXI ガイドライン改定にあたっては、他団体とともに、ガイドライン運用の中から見えてきた問題点を挙げて論点を多数提案させていただき、コンサルテーションでご説明、議論させていただきました。</p> <p>改訂案では人権配慮が明記されるなど改善も示されたが、採用された意見は指摘の一部に留まった点は憂慮している。特に以下の点については今一度、ご検討をいただくと幸いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NEXI が実施したモニタリング結果の公開 ・ 国際的基準やグッドプラクティス等と大きな乖離がある場合の背景・理由等をどのように確認したのかの説明の公開 ・ 環境レビューにおいて入手すべき文書と情報公開対象の明確化 <p>論点整理で示された JBIC/NEXI の考え方では、環境社会影響評価報告書に回避・緩和策が含まれていなくてもよいという結論と理解するが、も</p>	<p>JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合にご参加いただきありがとうございました。</p> <p>ご指摘の論点についての NEXI の考え方は、JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合及び論点整理表でもお示しさせていただきましたが、それぞれ以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NEXI が実施したモニタリング結果の公開：プロジェクト実施者が実施したモニタリング結果については、そのモニタリング結果が実施国で一般に公開されている場合（プロジェクト実施者からウェブサイトで公開することについて了解が得られている場合も含む）、NEXI のウェブサイトで公開する方針です。他方、他国 ECA においても ECA 自身によるモニタリング結果の公開はしておらず、イコールフットィングの観点から、NEXI が実施したモニタリング結果の公開は考えておりません。 ・ 国際的基準やグッドプラクティス等と大きな乖離がある場合の背景・理由等をどのように確認したのかの説明の公開：他国 ECA では、環境レ

	頂いたご意見・ご質問	ご意見に対する考え方
	<p>しそうなのであれば、3.(3)のカテゴリ A において、「負の環境影響の回避、最小化、緩和または代償及び環境改善を図るための方策も含め、プロジェクトが有する潜在的な正および負の環境影響を確認する」「日本貿易保険は、輸出者等を通じ、プロジェクト実施者により準備されたこれらの文書の提出を受けて、環境レビューを行う」とされていることから、「これらの文書」を規定している・(中黒3点)に追加もしくは中黒の1点目の中で、上述の方策について記された文書について言及すべきである。</p> <p>そして、当該文書も、環境社会影響評価報告書等と同様に、入手状況及び当該文書が環境レビュー時の情報公開対象であることを、6.(2)の情報公開、に追記すべきである。</p>	<p>ビュー結果の公開をしていない機関も少なからずあるところ、イコールフットINGの考えに基づき、国際的基準等との乖離がある場合の結果の開示は考えておりません。</p> <p>・環境レビューにおいて入手すべき文書と情報公開対象の明確化：環境ガイドラインにおける環境社会影響評価報告書については、上記4の回答を参照ください。情報公開に関しては、環境ガイドラインに基づき、NEXIとして今後も輸出者等を通じたプロジェクト実施者への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努める方針です。そのうえで、環境社会影響評価報告書以外に環境社会配慮確認のために輸出者等から入手した文書の情報公開については、プロジェクト実施者から、これら文書をウェブサイトで公開することについて了解が得られている場合には、ウェブサイトで公開する考えであり、今回その旨をFAQでも明確化しています。この点については、上記のとおり、趣旨は明確と考えていますため、追加的な記述の修正は特段必要ないものと考えています。</p>
6	<p><u>別紙1</u> <u>対象プロジェクトに求められる環境社会配慮</u> <u>(5) 社会的合意及び社会影響、(7) 非自発的住民移転</u></p> <p>今回の改訂により、被影響住民との協議、補償について国際金融社のパフォーマンススタンダードを踏まえた世界的な基準に沿った、より人権に配慮する内容が追記された。外部環境変化について継続的に検討がなされ、ガイドラインに反映されていることは評価に値するものと思われる。今後もガイドラインの改訂に際しては、産業界に対し事前の説明、意見聴取をお願いする。</p> <p>一方、プロジェクト実施国の国家的な判断に基づき諸事が策定される場合もあり、第三国である我が国が実行面において協力可能な範囲に留意しつつ、日本側が実効性のある対応をとれるようにしていただきたい。</p>	<p>環境ガイドラインの改訂は、今後も環境ガイドラインの規定に基づき、「我が国政府、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞きつつ、透明性を確保して行う。ただし、コモンアプローチとの整合を図る必要があると認める場合または軽微な変更と認める場合には、透明性の確保を前提に」行っていく所存です。</p> <p>また、環境ガイドラインの運用に当たっては、今後も関連する IFC パフォーマンススタンダード等の国際基準を参照しつつ、「保険契約の対象となるプロジェクトにおけるプロジェクト実施者に対し、輸出者等を通じ」、「プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮を行うことを促す。」との基本方針に沿って環境社会配慮確認を行っていく所存です。</p>
7	<p><u>別添2「チェックリストにおける分類・チェック項目」</u></p> <p>「チェックリストにおける分類・チェック項目」の(分類)「1. 許認可・説明」及び(チェック項目)「・地域住民への説明」について、それぞれ「説明」ではなく、「協議」とすべきである。</p> <p>理由：現行ガイドライン及び改訂案では、「1. 許認可・説明」、「地域住</p>	<p>ご意見を踏まえ、別添2チェックリストにおける分類・チェック項目について、「1. 許認可・説明／協議」及び「・地域住民への説明／協議」に修正します。また、同様の趣旨から、別添3モニタリングを行う項目の1.についても、「1.許認可・説明／協議」に修正します。</p>

	頂いたご意見・ご質問	ご意見に対する考え方
	<p>民への説明」と記載されているが、今回の改訂案の別紙 1. 「(5) 社会的合意及び社会影響」において、住民協議における双方向のプロセスの重要性が確認されていることから、「1. 許認可・協議」、また「地域住民との協議」という表記がより適切と考える。</p>	
8	<p><u>FAQ</u> 「新しく追加する FAQ について」、「4 カテゴリ分類」とあるが、「FAQ の分類」としては、「カテゴリ分類」ではなく、「モニタリング」とすべきである。</p> <p>理由：「4 カテゴリ分類」に記載のある内容は、カテゴリ C 案件のモニタリング段階に係る説明であると考えられることから、「FAQ の分類」としては、「カテゴリ分類」ではなく、「モニタリング」とするのがより適切であると考ええる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、ご指摘の FAQ（「環境ガイドライン改訂に伴う FAQ の変更及び追加について（NEXI）」の「新しく追加する FAQ について 2.2）」については、「7.モニタリング」に新たに追加します。</p>